

(令和4年度非課税世帯分)

千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)の記入について

赤枠線内にボールペンで記入してください。

① 世帯主

記入日 令和4年 8月 7日

世帯主(フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印 生年月日 現住所 誓約・同意事項

② 世帯の状況

同上の場合にはチェックしてください。

Table with columns: (フリガナ)氏名, 申請者との続柄, 生年月日, 令和4年1月1日及び令和3年12月10日時点の住所, 異なる場合にはそれぞれの時点の住所を記載, 住民税均等割課税状況

③ 受取口座

どちらか一方をご記入してください。

世帯主の現住所と異なる場合は記入してください。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く) 支店名 支店コード 分類 口座番号(右詰めでお書きください) (フリガナ)口座名義

ゆうちょ銀行を選択された方はご記入してください。

【代理による受給(申請書の提出)】 代理による受給(申請書の提出)が行えるのは、次のいずれかの方のみとなります。

Table with columns: 代理人の範囲(受給および申請書の提出を委任できる方), 代理権の確認方法, 必要書類

お問い合わせは… フリーダイヤル 0120-201-745

耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。 MAIL: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp FAX: 043-245-5541

【問い合わせ時間】 平日8:30~17:30



千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

様式第2号の2

(令和4年度非課税世帯分)

千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)

(あて先)千葉市長 赤枠線内にボールペンで記入してください。

提出期限 令和4年9月30日(金) 消印有効

① 世帯主

記入日 令和4年 月 日

世帯主(フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印 生年月日 現住所 誓約・同意事項

② 世帯の状況 ※令和4年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記入してください。

○令和4年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和4年度住民税非課税証明書必ず添付してください(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の方)。 ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、原則として、この給付金を支給することができません。

Table with columns: (フリガナ)氏名, 申請者との続柄, 生年月日, 令和4年1月1日及び令和3年12月10日時点の住所, 異なる場合にはそれぞれの時点の住所を記載, 住民税均等割課税状況

※世帯員欄が足りない場合、申請書をもう一通お取寄せいただくか、コピーするなどしてご記入ください。

③ 受取口座(原則、世帯主の口座とします。)

受取口座を下の記入欄にご記入ください。本人確認書類および口座確認書類のコピーが必要です。

※記入誤りがないか再度ご確認ください。記入誤りがあると、給付が遅れることがあります。

【受取口座記入欄】

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く) 支店名 支店コード 分類 口座番号(右詰めでお書きください) (フリガナ)口座名義

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受給が出来ない方は、千葉市非課税世帯等給付金コールセンター(電話0120-201-745)にお問い合わせください。

④ 代理人(委任状)

※世帯主以外の方が給付金を受給(申請書を提出)する場合は、うら面の誓約・同意事項の内容をご確認のうえ、以下の委任状に記入してください。

代理人住所 記入日 代理人電話番号 代理人氏名 ご関係 世帯主(本人)の署名または記名押印

代理人の本人確認書類と代理関係のわかる書類のコピーが必要です。(代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ)

キリトリ線



【申請方法】

① 申請書に必要事項を記入します。

※ボールペンで記入してください。
記入例は申請書おもて面にあります。
申請書に必要事項を記入し、
②必要書類をご準備ください。



〈申請書おもて面〉

② 必要書類のコピーを準備します。

必要書類

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
※うら面に住所、氏名変更の記載がある場合には、両面のコピー

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和4年度住民税非課税証明書」の写し(コピー)』

※令和4年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方全員の分

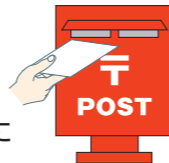
『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

※代理受給の場合のみ

③ 申請書を提出します。

同封の返信用封筒に、申請書と本人確認書類等のコピーを同封のうえ提出してください。

申請書の内容や本人確認書類等に不備があった場合は、不備内容解消後に振込となりますのでご注意ください。



支給が完了しましたら、郵便で支給完了通知書をお送りします。

多くの方へ一斉に支給手続を行うため、提出から支給までにお時間を頂戴しております。ご理解頂きますようお願いいたします。

※振込日等、個別のお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

- 申請書の提出期限までに申請が行われなかった場合、支給できません。
- 申請書等の不備または指定された金融機関口座が振込不能になった場合は、記載内容の確認を求める書類を送付しますので速やかにご返送ください。

【支給日】

【ご注意】

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受給ができない方は、コールセンターにご相談ください。支給時期や方法は決定次第ご連絡します。

誓約・同意事項

- ①世帯の中に、令和4年度住民税が課税されている者及び住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。また、令和4年度住民税が課されている方の扶養を受けている者、地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者のみからなる世帯ではありません。
※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご自身で両親や子ども等、ご家族に確認してください。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地等での給付金の受給の有無のほか、千葉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
※千葉市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をしてください。
- ③世帯の中に、租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者はいません。
- ④この申請書は、千葉市において支給を決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤千葉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、支給決定の日から3か月以内に、千葉市が世帯主等に連絡・確認できない場合は給付金は支給されません。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合、その他、事由に関わらず千葉市が返還請求を実施した場合は、給付金を返還します。意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑦既に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯(令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請または支給を辞退した世帯を含む。)又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

必ず以下の「誓約・同意事項」に同意のうえ申請書を提出してください。

- ①世帯の中に、令和4年度住民税が課税されている者及び住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。また、令和4年度住民税が課されている方の扶養を受けている者、地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者のみからなる世帯ではありません。
※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご自身で両親や子ども等、ご家族に確認してください。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地等での給付金の受給の有無のほか、千葉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
※千葉市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をしてください。
- ③世帯の中に、租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者はいません。
- ④この申請書は、千葉市において支給を決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤千葉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、支給決定の日から3か月以内に、千葉市が世帯主等に連絡・確認できない場合は給付金は支給されません。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合、その他、事由に関わらず千葉市が返還請求を実施した場合は、給付金を返還します。意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑦既に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯(令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請または支給を辞退した世帯を含む。)又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出前に、ご確認ください!!

記入する

- 誓約・同意事項に同意(おもて面の誓約・同意事項のチェック欄に)
- 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印
- 世帯の状況を記入
- 世帯主(本人または代理人)の口座を記入

同封する

- 『住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)』(本書)
 - 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※代理受給の場合でも、世帯主(本人)の本人確認書類が必要です。
 - 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
- 【該当者:令和4年1月1日時点で千葉市以外の市区町村にお住まいだった方】
- 『令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和4年度住民税非課税証明書」の写し(コピー)』
- 【該当者:代理受給をされる方】
- 代理人の本人確認書類および代理関係がわかる書類の写し(コピー)を返信用封筒に同封
※代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ

お問い合わせは…フリーダイヤル **0120-201-745**
耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。
MAIL: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp
FAX: 043-245-5541

【問い合わせ時間】
平日8:30~17:30

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

